



三重県公報

令和4年9月6日 (火)

第 343 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
559	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	2
	病院事業庁告示		
1	三重県立志摩病院の利用料金の承認	(病院事業庁)	2
	公 告		
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	同件	(同)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	6
	同件	(同)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	6

告 示

三重県告示第 559 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、松阪市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 4 年 9 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 4 年 10 月 18 日（火）	午前 9 時 30 分から 午後 2 時まで	三重地方卸売市場（管理事務所 1F ロビー）
令和 4 年 10 月 19 日（水）	午前 10 時から 午後 3 時まで	旧嬉野地域振興局
令和 4 年 10 月 20 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	飯南産業文化センター
令和 4 年 10 月 21 日（金）	午前 11 時から 午後 2 時 30 分まで	飯高総合開発センター
令和 4 年 10 月 24 日（月）	午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所（庁舎裏公用車駐車場）
令和 4 年 10 月 25 日（火）	午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所（庁舎裏公用車駐車場）

病院事業庁告示

三重県病院事業庁告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県立志摩病院の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立志摩病院の利用料金の承認（令和 2 年三重県病院事業庁告示第 2 号）は、令和 4 年 9 月 8 日限り廃止します。

令和 4 年 9 月 6 日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

1 指定管理者

公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康

2 利用料金の額

下記の表に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 4 項第 1 号及び第 53 条第 2 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

区分	単位	金額（円）
1 診療料（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年		診療報酬の算定方法に基づく 1 点

法律第 97 号) の適用のあるものに限る。)		の単価に 2.0 を乗じて算定した額
2 死体検案料	1 件につき	9,530
3 死体処理料	1 件につき	7,530
4 洗濯料		
(1) 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの	1 件につき	50
(2) 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの		100
(3) 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの		150
(4) 防水シート、失禁マットその他これらに類するもの		200
5 自動車使用料	1 キロメートルにつき	
(1) 患者搬送の場合		90
(2) 訪問診療等の場合		20
6 分べん料 (1 児を 1 件とし、多胎の場合の 2 児以上については、時間内料金とする。)	1 件につき	
(1) 時間内の場合		172,000
(2) 時間外の場合		178,000
(3) 深夜又は休日の場合		187,000
7 人工妊娠中絶料	1 件につき	
(1) 11 週まで		
ア 経産婦		87,000
イ 未産婦		94,000
(2) 12 週以上		155,000
8 新生児管理料	1 日につき	8,500
9 新生児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		3,810
(2) その他の場合		4,190
10 乳児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		570
(2) その他の場合		620
11 予防接種料	1 件につき	
(1) 予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) の規定によるもの		
ア ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎 (4 種混合)		12,090
イ ジフテリア、百日せき及び破傷風 (3 種混合)		7,720
ウ ジフテリア及び破傷風 (2 種混合)		6,600
エ 急性灰白髄炎 (ポリオ)		8,550
オ 麻しん及び風しん		10,880
カ 麻しん		7,510
キ 風しん		7,510
ク 日本脳炎		
(ア) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,730
(イ) その他のもの		6,910
ケ 結核		8,020
コ Hib 感染症		10,010
サ 肺炎球菌感染症 (小児又は高齢者がかかるものに限る。)		9,150

シ ヒトパピローマウイルス感染症		15,740
ス 水痘		9,350
セ B型肝炎		7,010
ソ ロタウイルス胃腸炎		13,550
タ インフルエンザ		4,550
(2) その他のもの		
ア おたふくかぜ		7,820
イ 肺炎球菌感染症（(1)サに掲げるものを除く。）		9,150
ウ 帯状疱疹 ^{ほうじょう}		21,000
12 ウイルス抗体価検査料	1項目につき	860
13 生命保険等に係る医師面談料	1件30分につき	5,500
14 診察券の再交付料	1枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料	1枚につき	
(1) 複写料		
ア 半切		780
イ 大角		600
ウ 大四ツ切		570
エ 四ツ切		480
オ 六ツ切		460
カ B4		730
(2) 複製料		
光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）		850
16 薬剤容器料	1個につき	
(1) 大（容量300cc以上）		60
(2) 中（容量30cc以上300cc未満）		50
(3) 小（容量30cc未満）		40
17 その他療養の給付に直接関係のないサービス等（実費徴収できるものに限る。）	1件につき	実費に相当する額

備考

- 1 時間内とは午前8時30分から午後5時15分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間については時間外とする。
- 2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

加算分

区分	単位	金額（円）
1 特別室の使用	1日につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		
ア S室		15,000
イ A室		6,000
ウ B室		5,000
エ C室		4,000
オ D室		3,000
カ E室		2,500

キ F室		2,000
ク G室		1,000
(2) その他の場合		
ア S室		16,500
イ A室		6,600
ウ B室		5,500
エ C室		4,400
オ D室		3,300
カ E室		2,750
キ F室		2,200
ク G室		1,100
2 初診（他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。）	1回につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		5,000
(2) その他の場合		5,500
3 再診（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。）	1回につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		2,500
(2) その他の場合		2,750
4 入院期間が180日を超える入院（厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）をいう。）	1日につき	
(1) 消費税法別表第1第8号に係る場合		2,160
(2) その他の場合		2,370

3 利用料金の承認年月日

令和4年9月6日

4 利用料金の適用年月日

令和4年9月9日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和4年9月6日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和4年8月5日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

四日市市鶴の森一丁目、同市鶴の森二丁目、同市安島一丁目、同市安島二丁目、同市諏訪栄町、同市諏訪町、同市三栄町、同市幸町、同市朝日町、同市浜田町、同市栄町、同市本町及び同市芝田一丁目

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市長から通知がありました。

令和4年9月6日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年6月28日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市南玉垣町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年4月26日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和4年9月6日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）
- 2 作業地域
伊勢市浦口二丁目、同市二俣一丁目及び同市辻久留一丁目

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年7月14日に終了した旨、中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所長から通知がありました。

令和4年9月6日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業地域
多気郡大台町の一部及び度会郡大紀町の一部

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年9月6日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 8月22日	三重郡菟野町大字吉澤字宮崎 1168-2 ほか3筆	三重郡菟野町大字菟野 2905-1 グリーンパークマツバ 202 岡村 拓実 三重郡菟野町大字菟野 2905-1 グリーンパークマツバ 202 岡村 彩日
令和4年 8月25日	伊勢市鹿海町字円坊 1443-6 ほか2筆	松阪市春日町2丁目 80-1 株式会社フリークス 代表取締役 高橋 俊一

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
